

豊橋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第2号

豊橋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会公印規則（昭和27年豊橋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
(公印の種類)						(公印の種類)					
第2条 公印は、次のとおりとする。						第2条 公印は、次のとおりとする。					
(1)～(6) (略)						(1)～(6) (略)					
(7) <u>豊橋市立何学校長之印</u>											
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の名 称	形状	寸法	書体	個 数	使用 区分	公印の名 称	形状	寸法	書体	個 数	使用 区分
(略)						(略)					
豊橋市自然史博物館長之印	正方形	2.3センチ	てん書体	1	一般公文書	豊橋市自然史博物館長之印	正方形	2.3センチ	てん書体	1	一般公文書
豊橋市立何学校長之印	正方形	2.3センチ	てん書体	1	一般公文書						

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。